

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 11 件

厚生年金関係 11 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 5 件

中部（愛知）厚生年金 事案 7847

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成2年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月30日から同年12月1日まで

申立期間当時、A社からグループ会社のB社に移ったが、私の業務は同じで勤務も継続していた。保険料も控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社役員の証言及び申立人と同時期に同社からB社に異動した同僚の賃金明細書から判断すると、申立人がA社及びグループ会社であるB社に継続して勤務し（平成2年12月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社におけるオンライン記録の平成2年10月の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成22年6月に解散して資料は無いものの、同社役員が、「A社の当時の事業主から申立期間の同社の資格喪失手続を誤って行ったが、時効により訂正ができなかった旨を聞いた。」と証言している上、事業主が資格喪失日を2年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る

同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（富山）厚生年金 事案 7848

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和51年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月21日から同年8月1日まで
B社から関連会社A事業所に異動したが、年金の記録に空白期間がある。
申立期間について、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社及びA事業所の複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、B社及び関連企業であるA事業所に継続して勤務し（B社からA事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A事業所に係る厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和51年7月21日となっている申立人の部下は、「B社からA事業所への異動時期は、申立人と一緒であった。」と証言していることから、同年7月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和51年8月の記録から、16万円とすることが妥当である。

一方、事業所適用台帳及びオンライン記録によると、A事業所は、昭和51年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録が確認できないが、複数の同僚は、申立期間において、同

社には申立人を含め常時5人以上の職員が勤務していたと証言していることから、同社は当該期間において、当時の適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付したか否かについて不明としているが、A事業所が申立期間において、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に対して適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（岐阜）厚生年金 事案 7849

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月 21 日から同年 10 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間において同社B店への異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社C店から同社B店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社B店が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和43年10月1日であり、申立人の被保険者資格は、本来同日まで同社C店において引き続き有すべきものであることから、申立人の同社B店における厚生年金保険の資格取得日である同年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和43年8月の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間当時の事業主は既に死亡している上、現在の事業主から証言を得ることができず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事

情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和48年4月21日、資格喪失日に係る記録を52年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、48年4月から同年7月までは4万8,000円、同年8月から49年7月までは5万6,000円、同年8月から50年7月までは8万6,000円、同年8月から51年7月までは10万4,000円、同年8月から52年2月までは11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 21 日から 52 年 3 月 21 日まで

申立期間にA社で勤務し、同社の社名の入った身分証を保管している。在職中、子供が生まれた時にはC健康保険組合から出産の一時金を受け取った記憶がある。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びC健康保険組合の記録並びに複数の同僚の証言により、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

また、A社の元事業主は、「募集時から、社会保険完備として採用していたので、従業員は、入社と同時に厚生年金保険に加入させていたはずだ。」と回答しており、複数の同僚は、「社会保険は強制加入であった。」と証言していることから、当時の同社では、入社と同時に全ての従業員について、厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを行っていたものと考えられ、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の資格取得日については、C健康保険組合の記録により昭和

48年4月21日とし、資格喪失日については、同組合の記録には記載は無いものの、申立人のA社に係る雇用保険の記録から52年3月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、C健康保険組合の記録から、昭和48年4月から同年7月までは4万8,000円、同年8月から49年7月までは5万6,000円、同年8月から50年7月までは8万6,000円、同年8月から51年7月までは10万4,000円、同年8月から52年2月までは11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間においてA社に係る厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出されていた場合には、その後、被保険者報酬月額算定届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主が社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年4月から52年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（岐阜）厚生年金 事案 7851

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（41 万円）であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を 41 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月 1 日から 57 年 10 月 1 日まで
年金記録を確認したところ、勤務していた期間のうち、昭和 56 年 10 月から 57 年 9 月までの標準報酬月額が、その前後の期間に比べて低くなっていることが分かった。

諸給与支払明細書により、記録されている標準報酬月額よりも高額な給与を支給されていたことが確認できるので、申立期間について、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社（現在は、B社）に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、32 万円と記録されているところ、C企業年金基金（申立期間当時はD厚生年金基金）が管理する申立人に係る厚生年金基金の加入員記録情報によれば、申立人の申立期間の標準報酬月額は 41 万円と記録されていたが、その後、32 万円に訂正されていることが確認できる。

これについて、C企業年金基金は、D厚生年金基金が代行返上する際（平成 16 年 4 月）に、準備作業として国の記録と基金の記録を突合し、基金の記録を国の記録に合わせて訂正したと回答している。

また、申立人から提出された諸給与支払明細書（昭和 56 年 11 月支給分から 57 年 9 月支給分まで）によると、標準報酬月額 41 万円に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

さらに、B社及びC企業年金基金は、申立期間当時の届出について「厚生年

金保険等の届出用紙が複写式であったか否かについては不明である。」と回答しているものの、その届出用紙が複写式でなかったと認められる事情はうかがえない。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（41 万円）であったと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和53年2月21日に、資格喪失日に係る記録を55年5月22日にそれぞれ訂正し、申立期間①の標準報酬月額を15万円、申立期間②の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 2 月 21 日から同年 3 月 1 日まで
② 昭和 55 年 4 月 21 日から同年 5 月 22 日まで

私は、B社からA社に異動した申立期間①及びA社からC社に異動した申立期間②が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。3社はグループ会社であり、異動はしたものの継続して勤務していたので調査して、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、D社（B社、A社及びC社の社会保険事務を行っている関連会社）の回答から判断すると、申立人はB社及びA社に継続して勤務し（B社からA社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、D社は、「申立人は、給与の締め日である20日の翌日の21日に異動しており、同日からはA社で勤務していたと考えられる。」と回答していることから、昭和53年2月21日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和53年3月の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主が、申立人に係る厚生年金保険の資格取得日を誤って届け出たと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和53年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、D社の回答から判断すると、申立人はA社及びC社に継続して勤務し（A社からC社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、D社が、「A社が手続を誤り、申立人は申立期間②には同社で勤務していたと思われる。」と回答していることから、昭和55年5月22日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和55年3月の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立人に係る厚生年金保険の資格喪失日を誤って届け出たと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和55年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（三重）厚生年金 事案 7853

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額の記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月23日
申立期間の賞与記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「平成16年度夏期賞与」により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出していない上、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（三重）厚生年金 事案 7854

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、7,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 23 日
申立期間の賞与記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支払明細書及びA社から提出された「平成 16 年度夏期賞与」により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与支払明細書及び「平成 16 年度夏期賞与」において確認できる賞与額から、7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出していない上、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（三重）厚生年金 事案 7855

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額の記録を42万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月23日
申立期間の賞与記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支払明細書及びA社から提出された「平成16年度夏期賞与」により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（42万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出していない上、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（三重）厚生年金 事案 7856

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額の記録を72万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月23日
申立期間の賞与記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支払明細書及びA社から提出された「平成16年度夏期賞与」により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（72万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出していないと上、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（三重）厚生年金 事案 7857

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額の記録を23万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月23日
申立期間の賞与記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「平成16年度夏期賞与」により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（23万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出していない上、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（愛知）国民年金 事案 3591（愛知国民年金事案 43、1602、2351、3088、3449
及び 3508 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和50年4月から同年12月までの国民年金保険料納付記録を訂正する必要は無い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月から50年12月まで

私は、国民年金に加入したいと思い、昭和50年12月頃に加入手続をA市で行った。この時、過去の国民年金保険料を納付できる特例があると聞き、その場で3万6,500円の保険料を同市役所で納付し、その領収書に押されていた印鑑の名前がB又はCだったことを記憶している。どの期間の保険料であるかは聞かなかったが、後日送付された国民年金手帳には「初めて被保険者となった日」が41年2月1日とされており、自分としてはその時点まで遡って納付したつもりでいた。

これまで6回、第三者委員会に申立てをしたが、いずれも申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないという通知文を受け取った。

今回、新たな情報や関連資料は無いが、以前から申し立てているようにA市で加入手続を行った際、その場で3万6,500円の国民年金保険料を納付した記憶があるので、申立期間の保険料が納付されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、これまで6回、年金記録確認愛知地方第三者委員会（当時）に申立てをしており、これら申立てにおいては、申立期間に国民年金保険料が納付済みとなっている昭和50年4月から同年12月までの期間を含める（2回目、3回目、5回目及び6回目）、又は含めない（初回及び4回目）の違いはあるものの、その主張は、国民年金加入手続を行った同年12月頃にA市役所で申

立期間の国民年金保険料（3万6,500円）を納付した記憶があるので申立期間の保険料が納付されていたことを認めてほしいとするものである。

年金記録確認愛知地方第三者委員会においては、初回の申立てに対し、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする昭和50年12月時点において、i) 当時、実施されていた特例納付及び過年度納付により申立期間の保険料を納付した場合の保険料額は約10万円となり、申立人の主張する3万6,500円とは大きく相違していること、ii) 当時、A市役所では特例納付に関する取扱い及び過年度保険料の取扱いを行っていなかったこと、iii) 申立期間のうち、48年4月から同年9月までは、特例納付対象期間ではない上、50年12月の時点では時効により過年度納付できない期間であったことから、既に同委員会の決定に基づく平成20年2月25日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料として、年金記録確認愛知地方第三者委員会に対し、2回目の申立てにおいて、A市から交付を受けた資料を提出し、3回目の申立てにおいて、申立期間の保険料を納付した領収書に押されていた印鑑の名前がB又はCだったことを思い出したとして申立てをしている。

これに対して年金記録確認愛知地方第三者委員会においては、申立人が提出したA市から交付を受けたとする資料には、国民年金保険料納付を示す記載は見当たらず、同市では、昭和50年度において、B又はCという職員は年金担当部署に在籍していなかったとしていることから、同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらず、既に同委員会の決定に基づく平成21年7月23日付け及び22年7月28日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

4回目、5回目及び6回目の申立てについては、申立人から新たな資料及び情報の提供は無く、年金記録確認愛知地方第三者委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に同委員会の決定に基づく平成23年8月24日付け、24年6月6日付け及び同年11月7日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回も申立人は、申立期間の国民年金保険料3万6,500円を納付した記憶があるとして7回目の申立てを行っているが、年金記録確認愛知地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料及び情報の提供も無く、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間のうち、昭和41年2月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和50年4月から同年12月までの年金記録については、国民年金保険料が納付済みとなっており、納付記録に問題は無い。

中部（愛知）国民年金 事案 3592

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年12月まで

私は、国民年金制度発足当初から妻と一緒に国民年金に加入し、夫婦の国民年金保険料を納付していたのに、国民年金被保険者資格取得日は、私が昭和39年1月1日、妻が36年4月1日とされている。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初から妻と一緒に国民年金に加入し、夫婦の国民年金保険料を納付していたとしているものの、保険料納付に係る具体的な記憶は無いことから、申立期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、記号番号払出控及び国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年2月1日に、この時点で国民年金に加入し国民年金保険料を納付しなければ老齢年金の受給資格を得ることができない者に対して実施された適用特別対策の対象者としてA市B区に払い出され、この頃に申立人の国民年金加入手続が職権により行われ、2年の時効成立前の国民年金保険料を納付することが可能であった39年1月まで遡って国民年金被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、一緒に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、記号番号払出控及び国民年金受付処理簿によると、前述の申立人の加入時期とは異なる昭和41年6月頃にA市B区に払い出され、この頃に初めて申立人の妻の国民年金加入手続が行わ

れ、この加入手続の際に、国民年金制度発足当初の36年4月まで遡って国民年金被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人の妻も、申立期間当時、申立人と同様に国民年金に未加入であり、一緒に保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、A市の国民年金被保険者名簿においても、申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していた形跡は無く、オンライン記録とも一致している。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から45年3月までの期間及び同年10月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年12月から45年3月まで
② 昭和45年10月から46年3月まで

私は、会社を退職（昭和44年12月）する際に、会社の事務担当者から、私の国民年金加入手続を行ってくれたと聞いた覚えがあり、申立期間①及び②当時は、A市役所の担当者の指示によって国民年金保険料を納付したはずである。保険料の納付方法等については覚えていないが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職する際に、会社の事務担当者から、申立人の国民年金加入手続を行ったと聞いた覚えがあり、申立期間①及び②の国民年金保険料は、A市役所の担当者の指示によって納付したはずであるとしているところ、申立人が退職した会社の後継会社によると、当時、申立人の加入手続を行ってくれたとする事務担当者は既に亡くなっており、資料も残っておらず不明としているほか、申立人は、保険料の納付時期、納付方法、納付場所及び納付金額は覚えていないとしていることから、申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年9月26日にA市で払い出され、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、同年1月1日を資格取得日とする事務処理が行われたものとみられる。申立期間①のうち44年12月については、60年2月に申立人の国民年金被保険者資格取

得日が36年4月1日に訂正されたことに伴い、国民年金加入期間として追加された期間であるところ、この訂正処理がされた60年2月の時点では、既に2年の時効が成立しており保険料を遡って納付することはできない。

さらに、前述の加入手続時期を基準とすると、申立期間①のうち、昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料については過年度保険料として、申立期間②については、現年度保険料として納付することは可能であったものの、国民年金手帳記号番号が、申立人と同日に連番で払い出され、国民年金被保険者台帳により申立期間当時は申立人と同居していたとみられる申立人の娘も、上記両期間（娘が厚生年金保険被保険者であった46年1月から同年3月までの期間を除く）の国民年金保険料は未納とされていることから、申立人が当該期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿においても、申立期間①及び②の国民年金保険料が納付された形跡は無く、これらの記録とオンライン記録は一致している。

このほか、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 7858

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月から 3 年 2 月まで
申立期間当時、私は、A社の代表取締役だった。年金記録を確認したところ、申立期間における標準報酬月額の記録が引き下げられていることを知った。標準報酬月額を引き下げる手続をした記憶は無いので、実際に支給された給与額に対応する標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額については、当初、平成元年10月及び同年11月は47万円、同年12月から3年2月までは50万円とされていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年3月31日より後の同年5月2日付けで、遡って36万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかし、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間及び上記減額訂正処理日において代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「標準報酬月額の遡及訂正の手続をした記憶は無い。また、社会保険事務所（当時）で社会保険料を減額する等の説明を受けた記憶は無い。」と証言しているものの、「社会保険料の滞納があり、社会保険事務所へ行った。滞納保険料を全額納付できないと言ったら、いくらなら払えるか聞かれたため、15万円と答えたところ、それだけ払ってくれと言われたので、15万円を支払った。」と具体的に証言していることから、申立人はA社の代表取締役として、申立期間に係る標準報酬月額の減額に関与したものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額訂正が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 7859

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 1 日から 33 年 11 月 1 日まで
② 昭和 40 年 7 月 1 日から 45 年 1 月 1 日まで

申立期間①について、高校卒業後にA社に採用され、上司の家に住み込みで勤務していた。

また、申立期間②について、B社が倒産するまで5年ほど勤務していた。

どちらの期間も同僚の名前を記憶しているので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が記憶する複数の同僚及び上司の被保険者記録が確認できる上、複数の同僚が、「申立人を知っている。」と証言していることから、当該期間において、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、「正社員であれば、保管する人事記録に記載があるはずだが、申立人についての記録は無い。当時の厚生年金保険の取扱い及び申立人を厚生年金保険に加入させる取扱いであったかどうかは不明。ただし、現場の部署においては、厚生年金保険に加入させない一時職員的な雇い方もあった。」と回答している。

また、申立人が記憶する上司は既に死亡しており、回答のあった複数の同僚からは保険料控除についての証言は得られない。

申立期間②について、複数の同僚の証言から、申立人が当該期間において、B社に勤務していたことが推認できる。

しかし、当該期間のうち、昭和41年4月16日から45年1月1日までの期間において、B社は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる上、当時の

事業主は既に死亡しており、回答があった同僚からは申立人の保険料控除についての証言を得られないことから、申立期間②当時の同社における厚生年金保険料の控除の取扱いについて確認できない。

また、C市によれば、申立人は、昭和40年8月17日から平成22年12月15日まで国民健康保険の被保険者であることが確認できる。

さらに、B社の申立期間②に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 7860

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年12月29日から31年9月1日まで

私はA社（現在は、B社）に入社してから途中辞めていた記憶は無いが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査して、当該期間について、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚の証言により、申立人が当該期間において同社に継続して勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録によれば、A社の厚生年金保険被保険者のうち、申立人を除く5人の同僚についても、申立期間の前又は申立期間中に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、申立人と同様に昭和31年9月1日に被保険者資格を再取得していることが確認できる。

また、当時のA社の事務担当者であり、後継会社のB社の代表取締役でもある申立人は、「資料は残っていないので、当時のことはもう分からない。」と回答しており、A社の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料および周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から22年2月1日まで
A社に転職するまでB社C工場（現在は、D社）に、勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。
（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

E県から提出された人事記録によれば、申立人は、申立期間の一部を含む昭和16年11月30日から20年6月5日まで同県に正職員として在籍したことが確認できる。

また、D社は、「申立期間当時のB社C工場について、社員全員が記載された完全なものではないものの、厚生年金保険被保険者台帳を保管しているが、当該台帳に申立人の氏名は無い。このほかに資料は無く、申立人の勤務実態及び保険料控除については不明。」と回答している上、B社は、「申立期間当時の資料は各工場で保管しているもののみであり、本社では保管していない。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態について確認できない。

さらに、聴取した複数の同僚からは、申立人の勤務実態を裏付ける証言は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 7862

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月 26 日から 43 年 2 月 29 日まで
② 昭和 43 年 6 月 28 日から 44 年 8 月 28 日まで

A 法人に係る申立期間①及びB 事業所に係る申立期間②について、同事業所退職後に脱退手当金を受給した記録になっているが、脱退手当金の手続をした覚えは無く、受け取った覚えも無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間①及び②の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 44 年 12 月 23 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、申立期間①前の 9 年間の厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給している上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。